



鳥取県公報

平成18年3月31日(金)
号外第69号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県立夢みなとタワーの利用料金 (242) (観光課)	1
	鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金 (243) (＃)	3
	鳥取県立障害者体育センターの利用料金 (244) (障害福祉課)	14
	鳥取県立福原荘の利用料金 (245) (長寿社会課)	15
	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金 (246) (子ども家庭課)	17

告 示

鳥取県告示第242号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第53号）による改正後の鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワーの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 展示室及び展望室の入館料

区 分	高等学校の生徒、学生又は一般人	小学校の児童又は中学校の生徒
個人	300円	150円
団体（20人以上のものに限る。）	240円	120円

イ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後10時まで
多目的ホールA	2,200円	4,500円	5,600円	12,100円
多目的ホールB	1,200円	2,300円	2,900円	6,300円
多目的ホールC	1,100円	2,200円	2,700円	5,800円
映像シアター	2,600円	5,200円	6,500円	14,000円

企画展示室	1,700円	3,600円	4,400円	9,700円
-------	--------	--------	--------	--------

ウ 会議室利用料

区 分	利用料 (1時間につき)
第1会議室	410円
第2会議室	530円
第3会議室	1,110円
特別会議室 (全室利用)	1,710円
特別会議室 (ラウンジのみ利用)	710円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

エ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の延長利用料

区 分	正午から午後1時まで	午後5時から午後6時まで	午後9時から午後12時まで 及び午前0時から午前9時 まで (1時間につき)
多目的ホールA	870円	1,350円	1,870円
多目的ホールB	480円	690円	970円
多目的ホールC	430円	660円	900円
映像シアター	1,030円	1,560円	2,170円
企画展示室	680円	1,080円	1,470円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前 (午前9時から正午まで) から引き続き午後 (午後1時から午後5時まで) において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後 (午後1時から午後5時まで) から引き続き夜間 (午後6時から午後9時まで) において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 全日 (午前9時から午後10時まで) において利用する場合における午後9時から午後10時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 4 2日以上連続して利用する場合における午後9時から翌日午前9時までの間の利用に係る延長利用料は、多目的ホール、映像シアター又は企画展示室を現に利用 (準備等の作業のための利用を含む。) するものに限り、徴収する。

オ 多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室の冷暖房利用料

区 分		利用料
多目的 ホ-ル、 映像シ アター 及び企	午前の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×午前の利用料÷3×0.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	午後の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×午後の利用料÷4×0.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	夜間の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×夜間の利用料÷3×0.2

画展示		(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
室	全日の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×全日の利用料÷13×0.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	延長利用(正午から午後1時まで)の場合	延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	延長利用(午後5時から午後6時まで)の場合	延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	延長利用(午後9時から午後12時まで及び午前0時から午前9時まで)の場合	延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×午後9時から午後12時まで及び午前0時から午前9時までの間の利用に係る延長利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
会議室		利用日における冷房又は暖房の利用時間×利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

(2) 設備等利用料

区 分	利用料	
オーバーヘッドプロジェクター(スクリーンを含む。)	1台1時間につき	200円
マイク	1本1時間につき	100円
液晶プロジェクター(スクリーンを含む。)	一式1時間につき	450円
持込電源	1キロワット1時間につき	50円
スポットライト	1台1時間につき	200円
音響機器(マイクを除く。)	一式1時間につき	1,000円
シアター用液晶プロジェクター	一式1時間につき	1,000円
シアター用スライド映写機	1台1時間につき	500円
オーバーヘッドカメラ	1台1時間につき	200円
16ミリ映写機	1台1時間につき	700円
テレビ	1台1時間につき	200円
ドラムセット	一式1時間につき	500円

2 承認年月日

平成18年3月30日

鳥取県告示第243号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第75号)による改正後の鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第16号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 多目的ホール利用料

(ア) 会議等に利用する場合

区 分	午前の利用料 午前9時から 正午まで(3 時間につき)	午後の利用料 午後1時から 午後5時まで (4時間につ き)	夜間の利用料 午後6時から 午後10時まで (4時間につ き)	全日の利用料 午前9時から 午後10時まで (13時間につ き)	
	延長利用料 正午から午後 1時まで(1 時間につき)	延長利用料 午後5時から 午後6時まで (1時間につ き)	時間外利用料 午前5時から 午前9時まで (1時間につ き)	時間外利用料 午後10時から 午後12時まで 及び午前0時 から午前5時 まで(1時間 につき)	
平日に 利用する 場合	入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が1,000円以下のとき。	32,660円	65,320円	81,660円	163,320円
		10,880円	16,330円	13,060円	24,490円
	入場料の最高額が1,000円を超え 3,000円以下のとき。	42,460円	84,920円	106,150円	212,310円
		14,150円	21,230円	16,980円	31,840円
	入場料の最高額が3,000円を超え 5,000円以下のとき。	52,260円	104,520円	130,650円	261,310円
		17,420円	26,130円	20,900円	39,190円
休日 に利用 する場合	入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が1,000円以下のとき。	39,190円	78,390円	97,990円	195,980円
		13,060円	19,590円	15,670円	29,390円
	入場料の最高額が1,000円を超え 3,000円以下のとき。	50,950円	101,900円	127,380円	254,770円
		16,980円	25,470円	20,370円	38,210円
	入場料の最高額が3,000円を超え 5,000円以下のとき。	62,710円	125,420円	156,780円	313,570円
		20,900円	31,350円	25,080円	47,030円
	78,390円	156,780円	195,980円	391,960円	
	26,130円	39,190円	31,350円	58,790円	

備考

- この表は、会議、講演、式典、集会、音楽、演劇、演芸、映画その他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額

とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 5 利用日前1月以内に利用の申込みがなされた場合にあっては、当該申込みのほか当該利用日における利用（ホワイエの単独利用を除く。）の申込み（仮申込みを含む。）がなされていないときに限り、この表に定める利用料（延長利用料を含み、客席を使用しない場合における冷暖房利用料を除く。）及び備考第8号の電気利用料（客席を使用しない場合における電気利用料を除く。）の額の2分の1に相当する額を徴収する。この場合において、当該利用料及び電気利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後10時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 7 2日以上連続して利用する場合における午前5時から午前9時まで、午後10時から午後12時まで又は午前0時から午前5時までの間の利用に係る時間外利用料は、多目的ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 8 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区 分		単 位	金 額
電気利用料	利用電力量を電力量計で測定した場合	1キロワット1時間につき	40円
	その他の場合	1キロワット1回につき	200円

注

- 1 利用電力量を電力量計で測定した場合において、電気を利用した時間が1時間未満であるとき、又は電気を利用した時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。
- 9 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 10 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

(イ) 見本市等に利用する場合

区 分	単 位	利用料	時間外利用料 午後10時から 午後12時まで 及び午前0時 から午前9時 まで
平日に 営利を目的とするとき。	1時間につき	27,100円	32,520円

利用する場合	営利を目的としないとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が3,000円以下のとき。	1時間につき	13,550円	16,260円
		入場料の最高額が3,000円を超えるとき。	1時間につき	20,350円	24,420円
休日に利用する場合	営利を目的とするとき。		1時間につき	32,600円	39,120円
	営利を目的としないとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が3,000円以下のとき。	1時間につき	16,300円	19,560円
		入場料の最高額が3,000円を超えるとき。	1時間につき	24,450円	29,340円

備考

- この表は、見本市、展示会、品評会、展覧会、競技会、スポーツその他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 利用日前1月以内に利用の申込みがなされた場合にあっては、当該申込みのほか当該利用日における利用（ホワイエの単独利用を除く。）の申込み（仮申込みを含む。）がなされていないときに限り、この表に定める利用料（時間外利用料を含み、客席を利用しない場合における冷暖房利用料を除く。）及び備考第6号の電気利用料（客席を利用しない場合における電気利用料を除く。）の額の2分の1に相当する額を徴収する。この場合において、当該利用料及び電気利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2日以上連続して利用する場合における午後10時から午後12時まで又は午前0時から午前9時までの間の利用に係る時間外利用料は、多目的ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区 分		単 位	金 額
電気利用料	利用電力量を電力量計で測定した場合	1キロワット1時間につき	40円
	その他の場合	1キロワット1回につき	200円

注

- 利用電力量を電力量計で測定した場合において、電気を利用した時間が1時間未満であるとき、又は電気を利用した時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- この表において「1回」とは、5時間までの利用をいい、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。
- 冷房又は暖房を利用したときは、次に定める冷暖房利用料を徴収する。

区 分		単 位	金 額
冷暖房利用料	冷房料	1時間につき	13,200円
	暖房料	1時間につき	11,800円

注 冷房若しくは暖房を利用した時間が1時間未満であるとき、又は冷房若しくは暖房を利用した

時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

- 8 利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

イ 小ホール利用料

区 分	午前の利用料 午前9時から 正午まで(3 時間につき)	午後の利用料 午後1時から 午後5時まで (4時間につ き)	夜間の利用料 午後6時から 午後10時まで (4時間につ き)	全日の利用料 午前9時から 午後10時まで (13時間につ き)	
	延長利用料 正午から午後 1時まで(1 時間につき)	延長利用料 午後5時から 午後6時まで (1時間につ き)	時間外利用料 午前5時から 午前9時まで (1時間につ き)	時間外利用料 午後10時から 午後12時まで 及び午前0時 から午前5時 まで(1時間 につき)	
平日に 利用する 場合	入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が1,000円以下のとき。	4,890円	9,780円	12,220円	24,450円
		1,630円	2,440円	1,950円	3,660円
	入場料の最高額が1,000円を超え 3,000円以下のとき。	6,350円	12,710円	15,890円	31,780円
		2,110円	3,170円	2,530円	4,760円
	入場料の最高額が3,000円を超え 5,000円以下のとき。	7,820円	15,640円	19,560円	39,120円
		2,600円	3,910円	3,120円	5,860円
休日 に利用 する場合	入場料を徴収しないとき及び入場 料の最高額が1,000円以下のとき。	5,860円	11,730円	14,670円	29,340円
		1,950円	2,930円	2,340円	4,400円
	入場料の最高額が1,000円を超え 3,000円以下のとき。	7,620円	15,250円	19,060円	38,130円
		2,540円	3,810円	3,040円	5,710円
	入場料の最高額が3,000円を超え 5,000円以下のとき。	9,380円	18,770円	23,470円	46,940円
		3,120円	4,690円	3,750円	7,040円
	11,730円	23,470円	29,340円	58,680円	
	3,910円	5,860円	4,690円	8,800円	

備考

- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれアの(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 午前(午前9時から正午まで)から引き続き午後(午後1時から午後5時まで)において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後(午後1時から午後5時まで)から引き続き夜間(午後6時から午後10時まで)において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2日以上連続して利用する場合における午前5時から午前9時まで、午後10時から午後12時まで

又は午前0時から午前5時までの間の利用に係る時間外利用料は、小ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。

- 4 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区 分	単 位	金 額
電気利用料	1キロワット1回につき	200円

注 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

- 5 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 6 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

ウ 楽屋等利用料

区 分	午前の利用料 午前9時から 正午まで（3 時間につき）	午後の利用料 午後1時から 午後5時まで （4時間につ き）	夜間の利用料 午後6時から 午後10時まで （4時間につ き）	全日の利用料 午前9時から 午後10時まで （13時間につ き）
	延長利用料 正午から午後 1時まで（1 時間につき）	延長利用料 午後5時から 午後6時まで （1時間につ き）	時間外利用料 午前5時から 午前9時まで （1時間につ き）	時間外利用料 午後10時から 午後12時まで 及び午前0時 から午前5時 まで（1時間 につき）
第1楽屋	270円	540円	670円	1,350円
	90円	130円	100円	200円
第2楽屋	290円	590円	740円	1,490円
	90円	140円	110円	220円
第3楽屋	590円	1,190円	1,490円	2,990円
	190円	290円	230円	440円
第4楽屋	1,080円	2,160円	2,700円	5,410円
	360円	540円	430円	810円
第5楽屋	270円	540円	670円	1,350円
	90円	130円	100円	200円
第6楽屋	240円	480円	600円	1,210円
	80円	120円	90円	180円
第7楽屋	380円	760円	960円	1,920円

	120円	190円	150円	280円
第8楽屋	510円	1,020円	1,280円	2,560円
	170円	250円	200円	380円
楽屋事務室	240円	480円	600円	1,210円
	80円	120円	90円	180円
リハーサル室	740円	1,480円	1,850円	3,700円
	240円	370円	290円	550円
多目的ホールホワイエ（単独利用の場合に限る。）	8,160円	16,330円	20,410円	40,830円
	2,720円	4,080円	3,260円	6,120円

備考

- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれアの(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後10時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2日以上連続して利用する場合における午前5時から午前9時まで、午後10時から午後12時まで又は午前0時から午前5時までの間の利用に係る時間外利用料は、楽屋等を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区 分	単 位	金 額
電気利用料	1キロワット1回につき	200円

注 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

エ 会議室等利用料

区 分	単 位	利用料	時間外利用料 午後10時から 午後12時まで 及び午前0時 から午前9時 まで
第1会議室	1時間につき	710円	850円

第2会議室	全室利用	1時間につき	1,080円	1,290円
	2分の1室利用	1時間につき	540円	640円
第3会議室		1時間につき	1,040円	1,240円
第4会議室	全室利用	1時間につき	1,080円	1,290円
	2分の1室利用	1時間につき	540円	640円
第5会議室	全室利用	1時間につき	1,080円	1,290円
	2分の1室利用	1時間につき	540円	640円
第6会議室		1時間につき	1,040円	1,240円
第7会議室	全室利用	1時間につき	1,630円	1,950円
	3分の2室利用	1時間につき	1,080円	1,290円
	3分の1室利用	1時間につき	540円	640円
第8会議室		1時間につき	1,630円	1,950円
情報プラザ	全室利用	1時間につき	2,000円	2,400円
	2分の1室利用	1時間につき	1,000円	1,200円
スタッフルーム		1時間につき	1,100円	1,320円
特別控室		1時間につき	380円	450円

備考

- 2日以上連続して利用する場合における午後10時から午後12時まで又は午前0時から午前9時までの間の利用に係る時間外利用料は、会議室等を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区 分		単 位	金 額
電気利用料	第1会議室、第2会議室、第3会議室、 第4会議室、第5会議室、第6会議室、 第7会議室及び第8会議室	1キロワット1回につき	200円

注 この表において「1回」とは、5時間までの利用をいい、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

- 情報プラザ、スタッフルーム又は特別控室を利用する場合において冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとし、その他の施設を利用する場合において冷房又は暖房を利用したときは、次に定める冷暖房利用料を徴収する。

区 分		単 位	金 額	
冷 暖 房 利 用 料	第1会議室	1時間につき	240円	
	第2会議室	全室利用	1時間につき	370円
		2分の1室利用	1時間につき	180円
	第3会議室		1時間につき	360円
	第4会議室	全室利用	1時間につき	370円
		2分の1室利用	1時間につき	180円
	第5会議室	全室利用	1時間につき	370円
		2分の1室利用	1時間につき	180円
	第6会議室		1時間につき	360円
	第7会議室		全室利用	1時間につき

	3分の2室利用	1時間につき	370円
	3分の1室利用	1時間につき	180円
第8会議室		1時間につき	570円

注 冷房若しくは暖房を利用した時間が1時間未満であるとき、又は冷房若しくは暖房を利用した時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

- 4 利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

(2) 設備利用料

区 分		利用料	
舞 台 設 備	音響反射板	1基1回につき	5,500円
	紗幕(白・グレー・黒)	1枚1回につき	1,120円
	ジョーゼット幕	一式1回につき	2,240円
	舞台所作台(33枚)	一式1回につき	7,230円
	平台	1台1回につき	200円
	プログラムスタンド(T型・衝立型)	1台1回につき	200円
	金屏風	1枚1回につき	760円
	緋毛せん(赤ネル地)	1枚1回につき	300円
	長座布団	1枚1回につき	200円
	高座用座布団	1枚1回につき	100円
	地絨(長・短)	1枚1回につき	1,520円
	上敷ござ(長・中・短)	1枚1回につき	300円
	雪かご	1台1回につき	300円
	バレエ用シート	1枚1回につき	910円
	PA卓	1台1回につき	500円
	演台(W1200D600)	1台1回につき	610円
	演台(W900D500)	1台1回につき	400円
	司会台(W800D500)	1台1回につき	400円
	司会台(W650D480)	1台1回につき	200円
	司会台(W600D500)	1台1回につき	200円
	ポータブルステージ	1台1回につき	500円
	指揮者台	1台1回につき	100円
	譜面台(指揮者用)	1台1回につき	100円
譜面台(楽団員用)	1台1回につき	100円	
チェロ台	1台1回につき	200円	
コントラバス用椅子	1脚1回につき	100円	
国旗・県旗(パネル)	1枚1回につき	250円	
照 明 設	ロアーホリゾンライト	一式1回につき	1,320円
	ボーダーライト	1列1回につき	1,120円
	サスペンションスポットライト	1列1回につき	810円

備	サスペンションスポットライト	1列1回につき	400円
	フロントサイドスポットライト	一式1回につき	400円
	センターピンスポットライト	1台1回につき	1,120円
	中アッパースポットライト	1列1回につき	1,630円
	アッパーホリゾンライト	1列1回につき	2,650円
	客席サスペンションスポットライト	1列1回につき	810円
	プロセニウムスポットライト	1列1回につき	1,010円
	投光ギャラリースポットライト	一式1回につき	400円
	第1シーリングスポットライト	1列1回につき	1,320円
	第2シーリングスポットライト	1列1回につき	1,320円
	クセノンピンスポットライト2キロワット	1台1回につき	2,030円
	天井反射板ライト	一式1回につき	2,540円
	調光操作装置	一式1回につき	3,560円
	拡声装置(多目的ホール用)	一式1回につき	3,560円
	拡声装置	一式1回につき	2,650円
	効果卓(多目的ホール用)	1卓1回につき	3,050円
	音響設備器具	効果卓	1卓1回につき
簡易操作卓		1卓1回につき	1,220円
移動型ミキサー		一式1回につき	2,340円
8chミキサー		1台1回につき	1,220円
カセットテープデッキ		1台1回につき	810円
MDデッキ		1台1回につき	1,010円
CDプレーヤー		1台1回につき	1,010円
CD・MDラジカセ		1台1回につき	1,010円
DAT(デジタルオーディオテープデッキ)		1台1回につき	810円
ハネ返りスピーカー		1台1回につき	1,320円
ハネ返りスピーカー(スタンド付)		1台1回につき	1,320円
サイドスピーカー		1台1回につき	1,320円
スピーカーセット(アンプ)		一式1回につき	1,800円
三点吊りマイク装置		一式1回につき	1,010円
マイク(コンデンサ型)		1本1回につき	910円
マイク(バウンダリー型)		1本1回につき	910円
マイク(ダイナミック型)		1本1回につき	710円
マイク(リボン型)		1本1回につき	810円
マイク(ワイヤレス・ハンド型)		1本1回につき	1,120円
マイク(ワイヤレス・タイピン型)		1本1回につき	1,220円
マイクスタンド(床上型)		1本1回につき	200円
マイクスタンド(ブーム型)		1本1回につき	200円
マイクスタンド(卓上型)		1本1回につき	200円
マイクロフォン(演台用)		1本1回につき	910円
集音用マイク		1本1回につき	910円
32chマルチリール・ボックス		一式1回につき	800円
16chマルチリール・ボックス		一式1回につき	400円

	8chマルチリール・ボックス	一式1回につき	200円
	ダイレクトボックス	1台1回につき	400円
映 像 機 器	液晶プロジェクター (大型)	1台1回につき	10,000円
	液晶プロジェクター (リア型)	1台1回につき	3,000円
	液晶プロジェクター (可搬型)	1台1回につき	1,830円
	ビデオプロジェクター	1台1回につき	10,000円
	ビデオプロジェクター	1台1回につき	3,000円
	ビデオテープレコーダー (S-VHS)	1台1回につき	1,010円
	ビデオテープレコーダー (W-VHS)	1台1回につき	1,010円
	ビデオテープレコーダー (Hi-8)	1台1回につき	1,010円
	LDプレーヤー	1台1回につき	1,010円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,010円
	書画カメラ (ハイビジョン)	1台1回につき	1,400円
	書画カメラ	1台1回につき	910円
	スライドTVコンバーター	1台1回につき	400円
	16mmTVコンバーター	1台1回につき	400円
	同時通訳設備	一式1回につき	20,380円
	同時通訳無線受信機	1台1回につき	150円
	会議運営進行ユニット	一式1回につき	5,000円
	35mm/16mm 兼用映写機	1台1回につき	8,560円
	16mm映写機 (可搬型)	1台1回につき	2,850円
	スライド映写機 (300~450mm)	1台1回につき	1,630円
	スライド映写機 (265~305mm)	1台1回につき	1,110円
	パソコン映像インターフェイス	1台1回につき	400円
	スクリーン (W4500H4500)	1画1回につき	500円
OHP (可搬型)	1台1回につき	910円	
貸出ワゴン (ビデオ、16面マルチビジョン)	一式1回につき	2,000円	
映像伝送システム	一式1回につき	5,990円	
ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	900円	
楽 器 類	ピアノ (スタンウェイ)	1台1回につき	10,190円
	ピアノ (ヤマハCF-S)	1台1回につき	5,300円
	ピアノ (ヤマハS4)	1台1回につき	2,000円
	エレクトーン (ヤマハEL900)	1台1回につき	4,790円
移 動 用 効 果 用 照 明	スポットライト500ワット	1台1回につき	200円
	スポットライト1キロワット	1台1回につき	300円
	スポットライト1.5キロワット	1台1回につき	400円
	ETCソースフォー575W	1台1回につき	300円
	1キロワットエフェクトスポットライト	1台1回につき	400円
	ピンスポットライト (ハロゲン1キロワット)	1台1回につき	1,120円
	ストリップライト100ワット、12灯用	1台1回につき	300円
	ストリップライト100ワット、6灯用	1台1回につき	200円
	波マシン	1台1回につき	910円
	ファイヤーエフェクトマシン	1台1回につき	910円

	オーロラマシン	1台1回につき	910円
	ストロボスコープ	1台1回につき	910円
	ミラーボール(600)	1台1回につき	810円
	ミラーボール(300 240×400)	1台1回につき	560円
	ドライアイスマシン	1台1回につき	910円
	スモークマシン	1台1回につき	910円
そ の 他	スクリーン (60インチ、可搬型)	1画1回につき	400円
	OHP・映写機用スクリーン	1台1回につき	400円
	賞状盆 (W550D385)	1個1回につき	100円
	サインスタンド (A 4横)	1台1回につき	100円
	サインスタンド (有効面:W575H900)	1台1回につき	200円
	電子白板	1台1回につき	200円
	ホワイトボード	1台1回につき	150円
	キャリングテレホン	1台1回につき	250円
	PHS (館内専用)	1台1回につき	250円
	インフォメーションカウンター	1台1回につき	1,000円
	高所作業台	1台1回につき	1,000円
	テレビ (29型)	1台1回につき	400円
	パネル (W900H1800) (営利を目的とする場合に限る。)	1枚1回につき	100円
	折りたたみ椅子	1脚1回につき	100円
	会議用テーブル (W1800D500)	1脚1回につき	100円
	会議用テーブル (W2100D600)	1脚1回につき	100円
	ファクシミリ	1台1回につき	500円
	入浴設備	1室1回につき	1,120円
	電光表示装置	1台1回につき	910円
		アジャスターボール (2本1組)	1組1回につき

備考 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

2 承認年月日

平成18年3月31日

鳥取県告示第244号

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第55号）による改正後の鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成15年鳥取県告示第223号（鳥取県立障害者体育センターの利用料金について）は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分			単 位	金 額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき	全面1時間につき	700円
			2分の1面1時間につき	300円
			3分の1面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	1,400円
営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	24,500円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	35,000円
一般利用	一般、大学生又は専門学校の学生		1人1回につき	70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(2) 照明利用料

分電系統	種別	金額(1時間につき)
1	水銀燈	40円
2又は3	水銀燈	60円
4又は5	水銀燈	40円
8又は9	白熱燈	40円
全館点灯	水銀燈及び白熱燈	320円
2分の1点灯	水銀燈及び白熱燈	160円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(3) 用具利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具(ボール及びバスケット台)	1組1回につき	150円
バレーボール用具(支柱、ネット及びボール)	1組1回につき	200円
バドミントン用具(支柱、ネット及びラケット)	1組1回につき	50円
卓球用具(ネット、卓球台及びラケット)	1組1回につき	100円
テニス用具(支柱、ネット及びラケット)	1組1回につき	100円

2 承認年月日

平成18年 3月31日

鳥取県告示第245号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第54号)による改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)第11条第3項の規定に基づき、鳥取県立福原荘の利用料金を次のとおり承認したので、同条第4項の規定により告示し、平成18年

4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 入所者のうち平成3年6月30日以前に入所した者に対する利用料

区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室
A階層	市町村民税を納付することを要しない者	61,210円	60,210円
B階層	市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	66,210円	65,210円
C1階層	市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者	71,210円	70,210円
C2階層	7,300円以下の所得税を納付することを要する者	76,210円	75,210円
C3階層	7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者	81,210円	80,210円
C4階層	14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者	86,210円	85,210円
C5階層	22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者	91,210円	90,210円
C6階層	29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者	96,210円	95,210円
C7階層	37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者	101,210円	100,210円
C8階層	44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者	106,210円	105,210円
C9階層	52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者	111,210円	110,210円
C10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	159,710円	158,710円

(2) 入所者のうち平成3年7月1日以降に入所した者に対する利用料

区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室
階層	対象収入額		
1階層	1,500,000円以下	61,210円	60,210円
2階層	1,500,001円以上1,600,000円以下	64,210円	63,210円
3階層	1,600,001円以上1,700,000円以下	67,210円	66,210円
4階層	1,700,001円以上1,800,000円以下	70,210円	69,210円
5階層	1,800,001円以上1,900,000円以下	73,210円	72,210円
6階層	1,900,001円以上2,000,000円以下	76,210円	75,210円
7階層	2,000,001円以上2,100,000円以下	81,210円	80,210円
8階層	2,100,001円以上2,200,000円以下	86,210円	85,210円
9階層	2,200,001円以上2,300,000円以下	91,210円	90,210円
10階層	2,300,001円以上2,400,000円以下	96,210円	95,210円
11階層	2,400,001円以上2,500,000円以下	101,210円	100,210円
12階層	2,500,001円以上2,600,000円以下	108,210円	107,210円
13階層	2,600,001円以上2,700,000円以下	115,210円	114,210円
14階層	2,700,001円以上2,800,000円以下	122,210円	121,210円
15階層	2,800,001円以上2,900,000円以下	129,210円	128,210円
16階層	2,900,001円以上3,000,000円以下	136,210円	135,210円
17階層	3,000,001円以上3,100,000円以下	144,210円	143,210円

18階層	3,100,001円以上3,200,000円以下	152,210円	151,210円
19階層	3,200,001円以上3,300,000円以下	160,210円	159,210円
20階層	3,300,001円以上3,400,000円以下	168,210円	167,210円
21階層	3,400,000円以上	168,620円	167,620円

備考

- (2)の表において「対象収入額」とは、当該年度の初日の属する年の前年に入所者が得た収入の総額(以下「収入総額」という。)から租税その他の必要経費の総額(以下「必要経費総額」という。)を控除した額をいう。
- (1)及び(2)の表に定める利用料は、大居室又は小居室を1人で使用する場合に適用するものとし、2人で使用する場合は、その額から1,000円を減じるものとする。
- 夫婦で入所する場合の(2)の表に定める利用料については、夫婦の収入総額を合算した額から夫婦の必要経費総額を合算した額を控除した額の2分の1の額を夫婦それぞれの対象収入額とみなして同表を適用するものとし、その対象収入額が1,500,000円以下に該当する場合の利用料は、同表に定める額から3,000円を減じた額とする。
- 暖房期間中(11月から翌年3月まで)は、(1)及び(2)の表に定める利用料に1人月額2,180円を加算するものとする。
- 月の中途において入所し、又は退所した場合のその月の利用料は、(1)及び(2)の表に定める利用料を基礎として日割により計算した額とする。

2 承認年月日

平成18年3月17日

鳥取県告示第246号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第56号)による改正後の鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第19号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成13年鳥取県告示第425号(鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金について)は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 入園料

区 分		金 額	
個人	中学校の生徒	1人1回につき	200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
団体(学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。)	中学校の生徒	1人1回につき	180円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円
団体(学校行事で利用するものを)	中学校の生徒	1人1回につき	160円

除き、20人以上のものに限る。)	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
	中学校の生徒	1人1回につき	100円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	250円

(2) キャンプ場利用料

区	分	金 額	
宿泊する場合	中学校の生徒	1人1泊につき	120円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1泊につき	240円
宿泊しない場合	中学校の生徒	1人1日につき	60円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1日につき	120円

(3) キャンプ用品貸出料

区	分	金 額	
キャンプ用テント		1張1日(宿泊する場合は、1張1泊)につき	400円
プロパンガスセット		一式1日(宿泊する場合は、一式1泊)につき	400円
鉄板		1枚1日(宿泊する場合は、1枚1泊)につき	200円
バーベキュー用網コンロ		一式1日(宿泊する場合は、一式1泊)につき	300円

(4) 工房利用料

区	分	金 額	
砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	粘土1キログラムにつき 300円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	粘土1キログラムにつき 400円
	スクラッチ	幼児、児童又は中学校の生徒	1個につき 150円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1個につき 250円
	楽焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1個につき 50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1個につき 100円
木工工房(工具を利用する場合)	木工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき 100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 150円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき 50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 100円

備考 この表において「幼児」とは、小学校就学前の者をいう。

(5) 乗物利用料

区	分	金 額	
変形自転車		1人1回につき	100円
バッテリーカー	メロディーペットミニ以外のもの		1人1回につき 100円
	メロディーペットミニ		1人1回につき 200円
周回コースバッテリーカー		1人1回につき	200円

サイクルモノレール		1人1回につき	100円
	満3歳から中学校に入学するまでの者	1人1回につき	100円
レールトレイン	中学校若しくは高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	200円

2 承認年月日

平成18年3月29日

